

最高人民法院による 商標の権利付与・権利確定に係る行政案件の審理における 若干問題に関する規定

(2016年12月12日最高人民法院審判委員会第1703回会議にて可決、2020年12月23日最高人民法院審判委員会第1823回会議にて可決された「最高人民法院『最高人民法院専利権侵害紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)』等18件の知的財産権系司法解釈の改正に関する決定」に基づく改正)

商標の権利付与・権利確定に係る行政案件を正しく審理するために、「中華人民共和國商標法」、「中華人民共和國行政訴訟法」等法律の規定に基づき、裁判実務を踏まえ、本規定を制定する。

第一条 本規定でいう商標の権利付与・権利確定に係る行政案件とは、相手方又は利害関係者が国家知識産権局による商標の拒絶査定不服審判、商標の登録不許可不服審判、商標の取消不服審判、商標の無効審判及び無効審判審決不服審判等の行政行為を不服とし、人民法院に訴訟を提起する案件をいう。

第二条 人民法院が商標の権利付与・権利確定に係る行為に対して行う審査の範囲は、一般に原告の訴訟請求及び理由に基づき確定しなければならない。原告が訴訟において主張を提出していないが、国家知識産権局の関連認定に不適切な点が存する場合には、人民法院は各当事者の意見陳述後、関連事由を審査して裁決を下すことができる。

第三条 商標法第十条第一項第一号に定める中華人民共和國の国家名称等と「同一又は類似」とは、標章が全体において国家名称等と同一又は類似であることをいう。

中華人民共和國の国家名称等を含むが、全体においては同一又は類似ではない標章については、当該標章を商標として登録することで国家の尊厳を損なう可能性がある場合に、人民法院は商標法第十条第一項第八号に定める状況に該当すると認定することができる。

第四条 標章又はその構成要素が欺瞞性を帯び、容易に公衆に商品の品質等の特徴又は産地の誤認を生じさせ、国家知識産権局が2001年改正の商標法第十条第一項第七号に定める状況に該当すると認定する場合、人民法院は、これを支持する。

第五条 標章又はその構成要素が中国の公共利益及び公共秩序に消極的な、負の影響を及ぼす可能性がある場合には、人民法院は商標法第十条第一項第八号に定める「その他の悪影響」に該当すると認定することができる。

政治、経済、文化、宗教、民俗等の分野における公的人物の氏名等を商標として出願することは、前項でいう「その他の悪影響」に該当する。

第六条 標章が県級以上の行政区画の地名又は公衆が認識している外国の地名及びその他の要素で構成され、全体において地名と区別される意味を有する場合には、人民法院は、商標法第十条第二項でいう状況には該当しないと認定しなければならない。

第七条 人民法院は、係争商標が識別性を有するかを審査するにあたり、商標の指定商

品における関連公衆の通常認識に基づき、当該商標が全体において識別性を有するかを判断しなければならない。標章に記述的要素が含まれるが、その全体が識別性を有することに影響しない場合、又は記述的標章が独特の方式で表現され、関連公衆がそれで商品の出所を識別できる場合は、識別性を有すると認定しなければならない。

第八条 係争商標が外国語の標章であるとき、人民法院は、中国国内の関連公衆の通常認識に基づき、当該外国語商標が識別性を有するか否かを審査、判断しなければならない。標章における外国語の固有の意味がその指定商品上の識別性に影響する可能性があるが、関連公衆の当該固有の意味に対する認知度が比較的低く、当該標章で商品の出所を識別できる場合は、識別性を有すると認定することができる。

第九条 商品自体の形状又はその形状の一部のみを立体標章として商標登録出願をし、関連公衆が一般的な状況下において、容易には商品の出所を示す標章である旨を識別できない場合は、当該立体標章は商標としての識別性を有さない。

当該形状は、出願人の独創的なものであり、又は最も早く使用した形状であることを理由に、当然に商標としての識別性を有するとすべきではない。

第一項でいう標章が長期又は広範な使用を経て、関連公衆が当該標章を通じて商品の出所を識別できる場合、当該標章については識別性を有すると認定することができる。

第十条 係争商標が法定の商品名称又は一般化した商品名称に該当する場合には、人民法院は商標法第十一条第一項第一号でいう普通名称に該当すると認定しなければならない。法律の規定又は国家規格、業界規格により商品の普通名称に該当する場合、普通名称と認定しなければならない。関連公衆が、ある名称で1種類の商品を指し示すことができると一般に考える場合は、一般化した普通名称と認定しなければならない。専門参考書、辞典等に商品名称として挙げられている場合は、一般化した普通名称の認定の参考とすることができる。

一般化した普通名称は、全国の関連公衆の通常認識を一般に判断基準とする。歴史・伝統、風土・人情、地理・環境等により形成された関連市場の固定された商品について、当該関連市場内で通用する呼称について、人民法院は、普通名称と認定することができる。

係争商標の出願人が、登録出願する商標が、一部地域内で一般化した商品名称であると明らかに知り又は知るべきである場合には、人民法院は、その登録出願する商標を普通名称とみなすことができる。

人民法院は、係争商標が普通名称に該当するかを審査、判断するにあたり、一般に商標出願日時の事実・状態を基準とする。登録許可時の事実・状態に変化が生じた場合には、登録許可時の事実・状態をもって普通名称に該当するか否かを判断する。

第十一条 標章が単に又は主に、使用商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量、産地等を記述、説明するものである場合には、人民法院は、商標法第十一条第一項第二号に定める状況に該当すると認定しなければならない。

標章又はその構成要素が商品の特徴を暗示しているが、商品の出所を識別する機能に影響しない場合、当該項に定める状況には該当しない。

第十二条 当事者が商標法第十三条第二項に基づき、係争商標はその登録していない馳名商標の複製、模倣又は翻訳にあたり、登録すべきではない旨又は無効にすべき旨を主張

する場合、人民法院は、次の各号に掲げる要素及び要素間の相互の影響を総合的に考慮し、容易に混同を招くか否かを認定しなければならない。

- (一) 標章の類似性の程度
- (二) 商品の類似性の程度
- (三) 保護を請求する商標の識別性及び知名度
- (四) 関連公衆の注意の程度
- (五) その他の関連要素

商標出願人の主観的意図及び実際に混同が生じた証拠は、混同を生ずる可能性を判断する上での参考要素とすることができる。

第十三条 当事者が商標法第十三条第三項により、係争商標はそのすでに登録した馳名商標の複製、模倣又は翻訳にあたり、登録すべきではない旨、又は無効にすべきである旨を主張する場合、人民法院は、次の各号に掲げる要素を総合的に考慮し、係争商標の使用が、関連公衆にそれと馳名商標に相当程度の繋がりがあると認識させ、これにより公衆を誤った方向に導き、馳名商標登録者の利益が損害を被り得るに足るか否かを認定しなければならない。

- (一) 引用商標の識別性及び知名度
- (二) 標章が類似に足るか否か
- (三) 指定商品の状況
- (四) 関連公衆の重複度及び注意の程度
- (五) 引用商標に類似する標章がその他市場主体により適法に使用されている状況又はその他の関連要素

第十四条 当事者が、係争商標はそのすでに登録した馳名商標の複製、模倣又は翻訳にあたり、登録すべきでない旨、又は無効にすべきである旨を主張し、国家知識産権局が商標法第三十条の規定によりその主張を支持する裁決を下した場合であって、係争商標の登録が5年に満たないときは、人民法院は、当事者の意見陳述後、商標法第三十条の規定に照らして審理することができる。係争商標の登録がすでに満5年となっている場合には、商標法第十三条第三項を適用して審理しなければならない。

第十五条 商標代理人、代表者又は販売、代理等の販売代理関係の意味での代理人、代表者が授権を経ずに、自己の名義で被代理人又は被代表者の商標と同一又は類似の商標を同一又は類似の商品において登録出願をする場合には、人民法院は、商標法第十五条第一項の規定を適用して審理する。

代理又は代表関係を確立するための協議段階において、前項に定める代理人又は代表者が被代理人又は被代表者の商標の登録出願をする場合、人民法院は、商標法第十五条第一項の規定を適用して審理する。

商標出願人と代理人又は代表者の間に親族関係等の特定の身元関係が存する場合、その商標登録行為は当該代理人又は代表者との悪意の共謀であると推定することができ、人民法院は、商標法第十五条第一項の規定を適用して審理する。

第十六条 次の各号に掲げる状況は商標法第十五条第二項に定める「その他の関係」と認定することができる。

- (一) 商標出願人と先使用者との間に親族関係がある場合

- (二) 商標出願人と先使用者の間に労働関係がある場合
- (三) 商標出願人と先使用者の営業住所が近接している場合
- (四) 商標出願人と先使用者がかつて代理、代表関係の成立について協議したことがあるが、依然として代理、代表関係を形成していない場合
- (五) 商標出願人と先使用者がかつて契約、業務取引関係の成立について協議したことがあるが、契約、業務取引関係が成立していない場合

第十七条 地理的表示の利害関係者が商標法第十六条により、他人の商標は登録すべきでない、又は無効にすべき旨を主張する場合において、係争商標の指定商品と地理的表示の製品が同一商品ではなく、地理的表示の利害関係者が、当該商品に係争商標を使用することは、依然として関連公衆に当該商品の出所が当該地区となっており、そのために特定の品質、信用又はその他の特徴を有すると誤認を容易に生じさせる旨を証明できる場合に、人民法院はこれを支持する。

当該地理的表示がすでに団体商標又は証明商標として登録されている場合、団体商標又は証明商標の権利者若しくは利害関係者は、当該条項又は別途商標法第十三条、第三十条等により権利を主張することを選択することができる。

第十八条 商標法第三十二条に定める先行権利には、当事者が係争商標出願より前に享有していた民事権利又はその他の保護すべき合法的権益が含まれる。係争商標の登録許可時に先行権利がすでに存しない場合は、係争商標の登録を妨げない。

第十九条 当事者が、係争商標がその先行著作権に損害を与えている旨を主張する場合、人民法院は著作権法等の関連規定に基づき、主張の対象が著作物に該当するか否か、当事者が著作権者又はその他著作権を主張する権利を有する利害関係者に該当するか否か、係争商標が著作権の侵害を構成するか否か等を審理しなければならない。

標章が著作権法の保護を受ける著作物に該当する場合、当事者が提供する標章に係る設計原稿、原本、権利取得の契約、係争商標出願日より前の著作権登記證書等は、いずれも著作権の帰属を証明する一応の証拠とすることができる。

商標公報、商標登録証等は、商標出願人が標章の著作権を主張する権利を有する利害関係者であると確定する一応の証拠とすることができる。

第二十条 当事者が、係争商標がその氏名権に損害を与えていると主張する場合において、関連公衆が当該標章は当該自然人を指し示していると認識し、当該商標が記載された商品について当該自然人の許諾を得ていると容易に認識する場合、又は当該自然人との間に特定の繋がりが存すると容易に認識する場合には、人民法院は、当該商標が当該自然人の氏名権に損害を与えていると認定しなければならない。

当事者がその筆名、芸名、訳名等の特定名称をもって氏名権を主張し、当該特定名称に一定の知名度があり、当該自然人との間に安定した対応関係が確立されており、関連公衆がそれをもって当該自然人を指称すると認識する場合には、人民法院はこれを支持する。

第二十一条 当事者が主張する屋号に一定の市場知名度があり、他人が許諾を得ずに当該屋号と同一又は類似の商標を登録出願し、容易に関連公衆に商品の出所の混同を生じさせ、当事者がこれをもって先行権益にあたる旨を主張する場合、人民法院は、これを支持する。

当事者が、一定の市場知名度があり、かつ企業との間に安定した対応関係が確立された企業名称の略称を根拠として主張する場合は、前項の規定を適用する。

第二十二條 当事者が、係争商標がキャラクターの著作権に損害を与える旨を主張する場合には、人民法院は、本規定第十九條に照らして審査する。

著作権保護期間内の作品について、作品名称、作品内のキャラクター名称等に比較的高い知名度があり、それを商標として関連商品に使用して関連公衆に権利者の許諾を得ている、又は権利者との間に特定の繋がりが存すると容易に誤認を生じさせ、当事者がこれをもって先行権益にあたる旨を主張する場合、人民法院は、これを支持する。

第二十三條 先使用者が、商標出願人は当該先使用者がすでに使用しかつ一定の影響を有する商標について不正な手段で冒認出願している旨を主張するとき、先に使用している商標がすでに一定の影響を有し、商標出願人が当該商標を明らかに知り又は知るべきであった場合は、「不正な手段で冒認出願する」にあたりと推定することができる。ただし、商標出願人が先に使用されている商標の信用を利用する悪意がない旨を立証する場合は、この限りでない。

先使用者がその先に使用している商標に一定の持続した使用期間、地域、販売量又は広告宣伝がある旨を立証する場合、人民法院は、一定の影響を有すると認定することができる。

先使用者が、出願人は先使用者とは類似でない商品において、先使用者が先に使用しかつ一定の影響を有する商標を登録出願し、商標法第三十二條の規定に違反している旨を主張する場合には、人民法院は、これを支持しない。

第二十四條 欺瞞による手段以外の他の方式で商標登録の秩序を攪乱し、公共利益を損ない、公共資源を不正に占有し、又は不当利益を図る場合、人民法院は、商標法第四十四條第一項に定める「その他の不正手段」に該当すると認定することができる。

第二十五條 人民法院は、係争商標出願人が他人の馳名商標について「悪意の登録」をしたか否かを判断するにあたり、引用商標の知名度、係争商標出願人が係争商標を出願した理由及び係争商標を使用する具体的事由を総合的に考慮し、その主観的意図を判断しなければならない。引用商標の知名度が高く、係争商標出願人に正当な理由がない場合、人民法院は、その登録が商標法第四十五條第一項でいう「悪意の登録」にあたりと推定することができる。

第二十六條 商標権者による自らの使用、他人への使用許諾及び商標権者の意思に背かないその他の使用は、いずれも商標法第四十九條第二項でいう使用と認定することができる。

実質的使用の標章と登録許可の標章に微細な差異がありながら、その識別性が変更されていない場合、登録商標の使用とみなすことができる。

登録商標の実質的使用がなく、譲渡又は許諾行為のみがあり、又は商標登録情報の公開又は商標権享有の表明のみである場合は、商標の使用と認定しない。

商標権者に商標を使用する偽りない意図があり、かつ実質的使用に必要な準備をしているが、その他の客観的原因により未だ登録商標を実質的に使用していない場合には、人民法院は、正当な理由があると認定することができる。

第二十七条 当事者が、次の各号に掲げる国家知識産権局の状況が行政訴訟法第七十条第三号に定める「法定手続きの違反」にあたる旨を主張する場合には、人民法院はこれを支持する。

- (一) 当事者が提出した審査理由を遺漏し、当事者の権利に実質的な影響を及ぼす場合
- (二) 審査手続きにおいて合議体構成員に告知せず、審査を経て確かに回避すべき事由があるにもかかわらず回避していない場合
- (三) 当事者適格を有する者に審査参加を通知せず、その者が明確に異議を申し立てた場合
- (四) 法定手続きに違反するその他の状況に該当する場合

第二十八条 人民法院が商標権付与・確定行政案件を審理する過程において、国家知識産権局が係争商標に対して拒絶査定、登録不許可又は無効を決定した事由が存しないことが明らかになった場合、人民法院は、新たな事実により国家知識産権局の関連裁定を取り消し、かつ変更後の事実に基づき改めて裁定を下すよう命じる判決を下すことができる。

第二十九条 当事者が原行政行為の後に新たに発見された証拠、又は原行政手続きにおいて客観的原因により取得できず若しくは定められた期間内に提供できない証拠、又は新たな法的根拠に基づいて行う審査申立ては、「同一の事実及び理由」による再度の審査申立てには該当しない。

商標の拒絶査定不服審判の手続きにおいて、国家知識産権局が、出願商標と引用商標が同一種又は類似商品における同一又は類似の商標の使用にあたらぬことを理由に商標出願公告査定を許可した場合、次の各号に掲げる状況については、「同一の事実及び理由」による再度の審査申立てとみなさない。

- (一) 引用商標の所有者又は利害関係者が当該引用商標を根拠に異議を申し立て、国家知識産権局がこれを支持し、被疑商標出願人が不服審判を申し立てた場合
- (二) 引用商標の所有者又は利害関係者が商標を出願して登録許可を得た後、当該引用商標を根拠にその無効審判を請求した場合

第三十条 人民法院の発効した判決が関連事実及び法律適用に対してすでに明確な認定を行い、相手方又は利害関係者が、国家知識産権局が当該発効判決を根拠に改めて下した裁定に対して訴訟を提起する場合、人民法院は法により受理しない裁定を下す。すでに受理している場合には、提訴を却下する裁定を下す。

第三十一条 本規定は2017年3月1日より施行する。人民法院が2001年改正の商標法に基づき審理する商標の権利付与・権利確定に係る行政案件は、本規定を参照して適用することができる。

出所：最高人民法院ウェブサイトより該当部分を抜粋

<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。